

調布市被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル

用語

本マニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

《ア行》

○応援行政職員

調布市以外の市区町村，及び他都道府県の行政職員で，実施本部員又は判定コーディネーター等として従事する。

○応援判定員

調布市以外の市区町村，及び他都道府県に在住する判定員をいう。

○応援判定コーディネーター

調布市以外の市区町村，及び他都道府県に在住する判定コーディネーターをいう。

○応援判定員等

応援判定士及び応援判定コーディネーターを総称して「応援判定士等」という。

○オペレーションタイプ

実施本部が，判定実施にあたり災害規模に応じ，判定実施区域の状況，動員可能となる判定士，判定コーディネーターの数，判定実施期間等を考慮の上決定する判定方法。オペレーションタイプは，タイプAとタイプBとがある。

《サ行》

○支援本部

被災建築物応急危険度判定支援本部を略して単に「支援本部」という。

「支援本部」とは，判定の実施を支援するために，都道府県に設置される本部をいう。

○実施本部

被災建築物応急危険度判定実施本部を略して単に「実施本部」という。

「実施本部」とは，調布市災害対策本部の下に組織される判定を実施するために調布市に設けられる判定を行うための実施本部をいう。

○実施本部員

実施本部において，実施本部の業務を行う行政職員をいう。体制は，業務分ごとに班で対応し，判定実施計画等の業務を受け持つ判定計画班，判定士等の名簿作成・連絡調整及び判定結果等の関係を受け持つ判定支援班及び判定士の宿泊・食事・移動手段，資機材関係の資料作成等の業務を受け持つ後方支援班の3班体制が考えられる。

○実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長を略して単に「実施本部長」という。

「実施本部長」とは，都市整備部建築指導課長とする。

○実施本部等

実施本部及び判定拠点を総称して「実施本部等」という。

○地元判定員

調布市に在住・在勤する判定士をいう。

○地元判定員等

地元判定士及び地元判定コーディネーターを総称して「地元判定士等」という。

○全国協議会

全国被災建築物応急危険度判定協議会を略して単に「全国協議会」という。

「全国協議会」とは、大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定の実施をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定の実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省及び都道府県、建築関係団体が発起人となり、全国47都道府県及び建築関係団体等が構成員となって平成8年4月5日に設立された。

《タ行》

○チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定員2名で構成される。

○チーム編成業務マニュアル

判定コーディネーターが、チーム及び班編成を行う際の業務について作成されたマニュアル。

《ハ行》

○班

被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10のチームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

○班長、副班長

班長とは班の代表者、副班長とは班長の補助あるいは代理を行う副代表者

○判定

被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。

○判定拠点

被災建築物応急危険度判定の判定拠点を略して単に「判定拠点」という。

「判定拠点」とは、被災地での情報収集及び判定実施のために被災地あるいはその周辺に設置する判定の拠点をいう。

○判定コーディネーター

被災建築物応急危険度判定コーディネーターを略して単に「判定コーディネーター」という。

「判定コーディネーター」とは、実施本部、判定拠点及び支援本部において、判定の実

施のために判定士の指導・支援を行う行政職員及び判定業務に精通した地域の建築団体に属する者で、判定コーディネーター1名が最大5班を統括する。

○判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーターの業務について定めたマニュアル

○判定員

被災建築物応急危険度判定員を略して単に「判定員」という。

「判定員」とは、判定を実施するために、都道府県より認定された者をいう。

○判定員等

判定員、判定コーディネーターを総称して判定員等という。

○判定実施

被災建築物応急危険度判定の実施を略して単に「判定実施」という。

「判定実施」とは、実施本部により決定され、被災建築物の判定を実施することをいう。

○判定実施計画

実施本部長が策定する被災市区町村における判定実施の計画。

《マ行》

○民間判定員等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることのできる以外の者で、都道府県が判定員又は、判定コーディネーターとして登録した者をいう。

○民間判定士等補償制度

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることのできる以外の者で、都道府県が判定員又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が1998年（平成10年）7月1日から創設した。

○民間判定士等補償要領

「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」の略

《ラ行》

○り災証明

り災証明は、家屋の財産的被害程度の認定のためのもので、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市区町村長が証明するもの。

り災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするもの。

令和2年3月 制定